

NITE-CHRIP の利用状況及びニーズを踏まえた情報連携（J-CHECK との連携を含む）に関する調査

1. 目的

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）化学物質管理センターでは、化学物質管理に関する国内外の法規制情報や有害性に関する情報など、化学物質管理に必要な情報について、化学物質総合情報提供システム（以下「NITE-CHRIP」という。）を通じて提供している。これは、化学物質管理に関係する省庁や法令が多く、情報が分散し複雑であるため、事業者がそれらを網羅的に理解し、各法令情報の収集とそれらの対応を行うためには高度な知見と多大な労力を要することから、NITEにおいてそれらの情報を一元化し、簡便な検索ツールとともに整備・提供することによって、事業者の負担軽減や適正な化学物質管理の促進を図ることを目的として実施しているものである。

経済産業省の委託事業¹等において、NITE-CHRIP を化学物質管理のための情報基盤の根幹に据えることが必要であり、事業者所有システムや他のシステム等と効果的に連携させるため、NITE-CHRIP に種々の連携機能を持たせる必要があると言及されている。

化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）の国内実施計画²の中でも、NITE-CHRIP 及び化審法データベース（以下、「J-CHECK」という。）については、「データの利活用促進や外部システムとの連携を行うなどシステムの更新・改修を行いながら、利便性の高いシステムの運営を進めていくとともに、バリューチェーンやサプライチェーンを通じた材料や製品の化学物質の情報共有に対して、法規制情報等を情報提供するなどの支援を進めて行く。」と明記され、情報連携の必要性が高まっている。

NITE 化学物質管理センターでは、これらのニーズに対応するため、中長期的には「NITE-CHRIP 及び J-CHECK の連携」を、また、短期的には「NITE-CHRIP と外部サーバーとの Application Programming Interface（API）連携」を検討している。

本委託業務では、情報基盤整備に関する調査の一環として、（1）NITE-CHRIP と J-CHECK のシステム統合を含む両システムの連携にむけた準備としての調査、（2）事業者等から NITE-CHRIP に求められている API 連携機能に関する調査、及び（3）NITE-CHRIP 等の利用状況、ニーズ等に関する調査を行う。本業務は、今後、NITE-CHRIP の改修を行う際の要件定義を検討する判断材料を得ることを目的とする。調査結果から、NITE-CHRIP の改修方針等を決定すること

¹ https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2022FY/000750.pdf

² <https://www.env.go.jp/content/000311365.pdf>

が可能となり、行政及び事業者から求められている化学物質管理のための情報基盤が構築可能となる。

2. 委託内容

受託者は、本委託の目的を踏まえ、NITE-CHRIP を日本における化学物質管理のための基幹データベースとするため、J-CHECK を含む他のデータベースとの連携機能に関わる調査業務を行うものとする。

3. 調査仕様

以下の調査項目を実施すること。

(1) NITE-CHRIP と J-CHECK のあり方に関する調査

以下の内容について調査方法を企画立案し、その提案に基づいた調査を実施すること。

- ① NITE-CHRIP と J-CHECK それぞれのデータ構造や提供している情報の種類についての比較及び整理。
- ② J-CHECK のデータの棚卸し方法に関する課題、IUCLID 情報の課題（入力項目および IUCLID のバージョン）の整理。
- ③ NITE-CHRIP と J-CHECK のシステム連携案の作成及びそれに基づくデータの棚卸しに関する解決案の整理。
- ④ 上記③を踏まえたシステム連携にあたり必要となるシステムの情報項目、データフローと機能の整理。

(2) NITE-CHRIP の API 連携機能の実現（情報拡充・充実のための連携及び企業等からの NITE-CHRIP 提供情報の利用のための連携）及び API 実装後の運用方法等に関する調査

以下の内容について調査方法を企画立案し、その提案に基づいた調査を実施すること。

- ① NITE-CHRIP の情報拡充・充実のための API 連携
 - (ア) 国内外の化学物質に関する主要な情報提供システム（NITE-CHRIP からリンクしている情報源及び今後情報の連携を予定するシステム）との API を使った連携方法及び連携する情報の整理。
 - (イ) (ア) で整理した内容に基づき、NITE-CHRIP の情報拡充・充実に必要な API 機能の整理。

- (ウ) API 機能の実現のために必要なNITE-CHRIPのシステムの情報項目及び機能の整理。
 - (エ) API 機能の設計にあたって、情報セキュリティ上配慮すべき事項（設定）やログとして取得すべき事項などの整理。
 - ② NITE-CHRIP の情報の企業等における利活用のための API 連携
 - (ア) NITE-CHRIP 情報を企業、国内外の関係機関等が利活用するために必要な API 機能の整理。
 - (イ) API 機能の実現のために必要なシステムの情報項目及び機能の整理。
 - ③ API 連携実装後の運用
 - API 連携実装後の具体的な運用のあり方（情報提供方法・内容、更新方法・更新する際の情報に関する整理、API 利用者とのコミュニケーションの方法・内容）に関する検討。
- (3) NITE-CHRIP 等の利用状況、ニーズ等に関するヒアリング調査
- 以下の内容について、行政、企業・業界等へのヒアリング調査方法を企画立案し、その提案に基づいた調査を実施し、報告書としてまとめること。なお、調査対象とした行政、企業・業界等の中で異なる立場（部署等）の利用者等の要望も把握できるようにすること。また、当該ヒアリング調査結果を、(1) ③・④及び(2) ①・②・③に反映させること。
- (ア) NITE-CHRIP 及び J-CHECK の利用状況（情報源の利用状況、NITE-CHRIP・J-CHECK の機能の利用状況）
 - (イ) NITE-CHRIP に関するニーズ（情報源のニーズ、NITE-CHRIP システムの機能面のニーズ）
 - (ウ) NITE-CHRIP への API 連携実装後又は J-CHECK との統合後に想定される企業等における化学物質の管理状況及び化学物質管理システムの利活用状況の変化

4. 応募資格

次の条件を全て満たす企業、業界団体、公益法人とする。

- ① 当該委託業務に関して次のイ、ロ、ハに適合する提案を行うことができること。
 - イ 当該委託業務の目的と合致していること。
 - ロ 当該委託業務の実施方法等が優れていること。
 - ハ 当該委託業務の実施に係る経済性が優れていること。
- ② 当該委託業務の実施に十分な経験（実績※）を有すること。

- ③ 当該委託業務の実施に必要な設備を有していること。
- ④ 当該委託業務の実施体制が整っていること。
- ⑤ 当該委託業務の管理体制を有すること。
- ⑥ 受託者の経営基盤が確立していること。

※直近 10 年以内の化学物質管理に関する調査経験

5. 基本事項

(1) 委託業務遂行に係る事項

① 疑義

本仕様書で不明な点がある場合は、情報基盤課の NITE-CHRIP 担当者（以下、「情報基盤課担当者」という。）に適宜問い合わせを行うなど解決に努め、本業務の目的を踏まえた調査等を実施すること。

② 作業スケジュール

3. 調査仕様で提示した調査項目について、契約後 7 営業日以内に本委託業務における詳細なスケジュール、進捗管理に係る実施体制、実施方法、報告内容等について、文書等の資料を用いて説明し、情報基盤課担当者の承認を得ること。ただし、情報基盤課担当者から打合わせ時期延期の承認を得られた場合はこの限りではない。

③ 進捗報告

原則として、1 ヶ月に 2 回程度の頻度で情報基盤課担当者に進捗報告を行うこと。なお、情報基盤課担当者からの求めがあった場合は、面会（Web での会議を含む）にて進捗報告を行うこと。なお、面会にて報告等を行なった場合は、速やかに議事メモを作成し、情報基盤課担当者に提出すること。

(2) 実施体制等

受託者は、本委託調査が実施可能な社内組織を有し、十分な人員の確保がなされていることを示すため、実施体制や役割分担を提示すること。なお、以下の事項について提案書に示すこと。

- イ. 実施体制図（再委託先、バックアップ体制を含む。）
- ロ. 本委託業務に係る責任者
- ハ. 本委託業務に係る担当者の役割
- ニ. 連絡体制（窓口対応者、連絡先電話番号、電子メールアドレス、対応時間等）

原則として「イ。」に示す体制の変更は認めないが、やむを得ず変更する場合は情報基盤課担当者の承認を得ること。また、「ロ。」に示す責任者が中心となって、全社的にバックアップする体制を整え、社内に担当者等の不明点を解消するための支援体制を確保すること。

また、責任者及び担当者について、以下の A) 及び B) の過去 10 年以内の業務経験について示し、責任者については、A) 及び B) の業務のマネジメント経験についても示すこと。

A) 化学物質を取り扱う各種事業者に対するヒアリングやアンケート調査を実施し、その結果をまとめた経験

B) システム間のデータ連携に関する調査を実施した経験

(3) セキュリティ対策等

秘密保持

受託者は本契約に関し、NITE が開示した情報（公知の情報等を除く。）、本委託業務を通じて知り得た情報、本委託業務の成果物等の情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じなければならない。ただし、予め知り得ていた事項でそれを公的に立証できる場合はこの限りではない。

なお、NITE から提供を受けた情報及び副次的に作成した情報は、契約終了後情報基盤課担当者から指示があった場合に速やかに返却するとともに、受託者が複製したものについては、それら情報をすべて抹消し、それを証明又は誓約する文書を提出すること。

(4) 外注及び再委託

① 外注

NITE から請け負った業務の一部を外注する場合、外注金額及び②の再委託金額の合計は、契約金額の半分を超えてはならない。また、受託者は外注先に業務の再外注をさせてはならない。なお、外注とは、事業を行うために必要な経費の中で、受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて他の事業者に行う発注契約を指す。

② 再委託

受託者は本委託業務の全てを再委託してはならない。また、委託業務の一部を再委託する場合であっても再委託金額及び①の外注金額の合計は、契約金額の半分を超えてはならない。なお、再委託とは、業務の一部について第三者に委託することを指す。

③ その他

外注を行う場合には外注先及び外注する内容を、再委託を行う場合には再委託先及び再委託する内容を予め報告し、提案書に外注先又は再委託先の体制を明記すること。

また、本作業の一部を第三者に外注又は再委託する場合、受託者は、NITE が受託者に求めるものと同等水準の情報セキュリティ対策を契約に基づき外注先又は再委託先に行わせること。

なお、外注先又は再委託先に行わせた情報セキュリティ対策及びこれを行わせた結果に関する報告を、受託者に求める場合がある。受託者はNITE の求めに応じて、これを報告すること。

(5) 契約不適合責任

本委託業務に係る成果物については、成果物の受渡し日から起算して1年以内に、契約不適合が認められた場合又は情報基盤課担当者から問い合わせを受けた場合、速やかにその原因を究明し、情報基盤課担当者に報告するとともに、その原因の所在が受託者にある場合、受託者の責任において対策を講じること。また、それに要する費用も受託者でまかなうこと。

なお、契約不適合により第三者に与えた損害については、すべて受託者の責任において処理解決するものとする。

(6) 成果の取り扱い

① 納入成果物に関する所有権は、成果物の引渡し時にNITEに移転するものとする。

② 本委託業務における納入成果物に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定めるすべての権利を含む。）は、以下の場合を除いてNITEに帰属するものとする。また、受託者はNITEに対して著作者人格権を行使しないものとする。

(ア) 納入成果物に、受託者が権利を有する著作物（以下「受託者の既存著作物」という。）

が含まれる場合、その「受託者の既存著作物」。ただし、受託者が本調達の契約前から権利を有するもので、受託者がその範囲についてNITEの承認を得たものに限る。

(イ) 納入成果物に、NITE及び受託者を除く第三者が権利を有する著作物（以下「第三者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その「第三者の既存著作物」。

③ NITEに加え、NITEが指定する者についても、本委託業務の納入成果物の複製・改変ができるものとする。

④ ②(ア)の「受託者の既存著作物」については、受託者はNITE及びNITEの指定する者に著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む利用許諾権を認めることとする。

⑤ ②(イ)の「第三者の既存著作物」については当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを受託者が行うこと。この場合、受託者は当該契約の内容について、NITEの承認を得ることとし、NITEは当該既存著作物について、当該許諾契約の範囲内で使用するものとする。

なお、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じたときは、当該紛争の原因が NITE の責に帰する場合を除き、受託者の責任、負担において一切処理すること。

- ⑥ 受託者は、納入成果物の利用が第三者の著作権、知的財産権その他の権利を侵害しないことを保証すること。

(7) 調達範囲

入札価格には、本委託業務を実施するに当たっての付帯費用の全てを含むものとする。

6. 納入成果物

本業務の成果物として、3. 調査仕様において、調査を行った内容を報告書としてとりまとめ、それらを記録した電子媒体（CD-R、DVD-R、BD-R 等）を 2 部提出すること。なお、電子媒体は、納品前に必ずマルウェアに対するセキュリティチェックを行い、クリーニングした上でその証左を提出すること。

電子媒体中の各ファイルに関しては、Microsoft Office（以下「MS」という。）Word の docx 形式、MS Excel の xlsx 形式、MS Power Point の pptx 形式、txt 形式、csv 形式、pdf 形式のいずれかであること。なお、ファイル形式については、調査結果のまとめやすさや見やすさ、その後の利用のしやすさ等を考慮して選択することとし、必要に応じて情報基盤課担当者と相談して決定すること。

また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条による「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められている品目については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が定めた方針

(<https://www.nite.go.jp/nite/jyohokoukai/sonotahojin/keiyaku/kankyo/green26-1.html>) を満たすこと。

7. 納品期日

納入成果物に示す納品物を令和 8 年 3 月 23 日までに提出すること。なお、提出前に、納入成果物の案を情報基盤課担当者に示し、確認を得ること。

8. 納品場所

東京都渋谷区西原 2-49-10

9. 実行予算額

1,650万円（税込）

10. 受託者の選定方法

提出された提案書に基づき、企画競争にて選定する。

選定にあたり、主に以下の観点で評価する。

- ✓ 業務目的を踏まえ、かつ仕様書4.に基づき、具体的で実行可能な調査方法の具体的な提案がなされているか。
- ✓ 仕様書4.に基づき、3.の調査に必要な十分な経験・実績（直近10年間における本委託と同種の官公庁又は企業から受注した化学物質管理に関する調査5件以上）を有しているか。
- ✓ 仕様書4.に基づき、3.の調査の実施に必要な実施・管理体制を有しているか（仕様書5.(2)の記載内容を満たしているか。）。外注及び再委託がある場合は、仕様書5.(4)(5)と合致しているか。
- ✓ 仕様書4.に基づき、経済性が優れているか。経営基盤が確立しているか。
- ✓ 仕様書3.(1)について、NITE-CHRIPとJ-CHECKのシステム連携に関する要件定義を検討できるよう、調査結果のまとめ方に関する工夫などが提案されているか。
- ✓ 仕様書3.(1)について、J-CHECKのデータの棚卸し方法に関する課題及びIUCLID情報の課題（入力項目およびIUCLIDのバージョン）への調査が実施される内容になっているか。
- ✓ 仕様書3.(2)について、NITE-CHRIPの情報拡充・充実のため、国内外の情報提供システムとのAPI連携及びNITE-CHRIPの情報を企業で活用していただくためのAPI連携に関する要件定義を検討できるよう、調査結果のまとめ方に関する工夫などが提案されているか。
- ✓ 仕様書3.(2)について、本業務によって、API連携実装後の具体的な運用のあり方（情報提供方法・内容、更新方法・更新する際の情報の内容に関する整理、API利用者とのコミュニケーションの方法・内容）について、調査結果のまとめ方に関する工夫などが提案されているか。

- ✓ 仕様書3.(3)について、立場の異なる行政、企業・団体等の利用者へのヒアリング調査が実施されるような内容となっているか(最低3事業者等以上)。また、事業者や団体等の中での立場の異なる職種等の利用者への調査が実施されるような内容となっているか。
- ✓ 仕様書3.(3)について、適切な内容がヒアリングされ、その調査結果が仕様書3.(1)③・④及び(2)①・②・③に反映される計画になっているか。

11. 確認書の提出

受託者は、以下の事項又はそれを遵守する方法について示した確認書を情報基盤課担当者に提示し、その了承を得た上で、契約締結後の初回会合までに提出すること。

- ① 情報セキュリティ(NITEが提供した情報の保護)を確保するための体制を整備し、明示すること。その際、受託者の責任者、情報の取扱い責任者、主業者及び作業員、並びにNITEの責任者及び情報基盤課担当者を記載すること。また、変更があった場合は、速やかに再提出すること。
- ② 契約期間中及び契約終了後において、本業務に関して知り得たNITEの業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。
- ③ 情報基盤課担当者から貸与された紙媒体及び電子媒体を、情報基盤課担当者の許可なく複製又は持ち出してはならない。許可を得て複製する場合は、複写先及び複写数等の記録を取ること。
- ④ 本業務に係る作業で取り扱うデータ及び情報システムの取扱いには十分注意を払うこと。
- ⑤ 本業務を終了又は契約解除する場合は、情報基盤課担当者から貸与された紙媒体及び電子媒体を速やかに情報基盤課担当者に返却すること。その際、情報基盤課担当者の確認を必ず受けること。
- ⑥ 情報セキュリティが侵害される又はその恐れがある場合には、速やかに情報基盤課担当者に報告すること。これに該当する場合には、以下の事象を含む。
 - ・ 受託者に提供し、若しくは主業者又は作業員によるアクセスを認める情報の外部への漏えい及び目的外利用。
 - ・ 主業者又は作業員による情報基盤課担当者が許可していない情報へのアクセス。
- ⑦ NITEの情報セキュリティポリシーを遵守すること。
(<https://www.nite.go.jp/nite/jyohokukai/sonotahojin/security/security.html>を

参照。)

- ⑧ NITE の個人情報保護管理規程を遵守すること。

(https://www.nite.go.jp/nite/jyohokoukai/kaijiseikyu/kojin/kojin_kitei.html を参照。)

- ⑨ 情報セキュリティの侵害が発生した場合又はその可能性がある場合の緊急連絡体制及び手順を含めること。その際、情報基盤課担当者への連絡は、対面、電話連絡、電子メール等複数の手段で、複数の情報基盤課担当者に対して遅滞なく確実に連絡及び情報共有できるようにすること。また、変更があった場合は、速やかに再提出すること。

- ⑩ 本作業の一部を第三者に再委託する場合、受託者は、NITE が受託者に求めるものと同水準の情報セキュリティ対策を契約に基づき再委託先に行わせること。

なお、再委託先に行わせた情報セキュリティ対策及びこれを行わせた結果に関する報告を、受託者に求める場合がある。受託者は NITE の求めに応じて、これを報告すること。

以上